

第95回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第 9 5 期

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結キャッシュ・フロー計算書（要約）
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

王子ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ
(<https://www.ojiholdings.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

当期末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(2019年3月31日現在)

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の 保有者数	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類、数	新株予約権の 行使期間
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用)	2009年7月13日	取締役 (社外役員を除く) 2名	24個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 24,000株	2009年7月14日から 2029年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用)	2010年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 2名	30個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 30,000株	2010年7月17日から 2030年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用)	2011年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 2名	30個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 30,000株	2011年7月16日から 2031年6月30日まで
王子製紙株式会社 第7回新株予約権 (取締役用)	2012年7月17日	取締役 (社外役員を除く) 5名	90個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 90,000株	2012年7月18日から 2032年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権 (取締役用)	2013年7月16日	取締役 (社外役員を除く) 7名	143個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 143,000株	2013年7月17日から 2033年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第9回新株予約権 (取締役用)	2014年7月15日	取締役 (社外役員を除く) 7名	114個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 114,000株	2014年7月16日から 2034年6月30日まで
王子ホールディングス 株式会社 第10回新株予約権 (取締役用)	2015年7月14日	取締役 (社外役員を除く) 10名	184個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 184,000株	2015年7月15日から 2035年6月30日まで

- (注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 2. 第4回から第7回までの新株予約権は、2012年10月1日付当社商号変更(旧商号 王子製紙株式会社)前に割当てられたものであります。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額は、各回ともに1株当たり1円であります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めております。

- (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、当社および当社子会社の取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束する。
 - ②法令遵守の徹底を図るための部門を設け、法令遵守教育や内部通報制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努める。
 - ③反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応する。
 - ④内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法令および文書の取扱いに関する当社の規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む）の保存、管理を行う。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとする。

- (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①グループ規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行う。
 - ②グループリスク管理の基本となる規程を制定することによってリスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行う。
 - ③内部監査部門は、リスク管理の状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告する。

- (4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①グループ全体の経営理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、当社および当社子会社の取締役および使用人が共有すべき目標、課題を明確化する。
 - ②当社および当社子会社の各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、当社および当社子会社の取締役会に報告する。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減する等の改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備する。
 - ③当社および重要な当社子会社の使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。

- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ①グループ規程において、当社および当社子会社の役割ならびにグループガバナンス体制を明確に定める。
 - ②グループ規程においてグループ内承認・報告手続きを統一的に定め、グループ内での牽制を図る。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助する部門を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置く。
 - ②監査役の職務を補助する部門は監査役会に直属するものとし、所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
 - ③監査役の職務を補助する部門の使用人は監査役の指揮命令に従う。
- (7) 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①重要な業務執行に関する事項および著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、グループ規程に定める会議体で審議または報告されることが規程で定められており、当該会議への出席や資料の閲覧等を通じて監査役に重要事項が報告される体制を確保する。
 - ②当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告する。
 - ③内部監査、リスク管理、内部通報等のコンプライアンスの状況について、定期的に監査役に対して報告する。
 - ④内部通報制度において、当該報告したこと自体を理由に不利益を被らない体制を確保する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役がその職務の執行に必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。
 - ②監査計画に基づいて監査役が必要とする費用の支出に対応するため、毎年、予算を設ける。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・王子グループの全ての役職員が守るべきルールを具体的に定めた王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範のポケット版を役職員に配布し、周知徹底を図っております。
- ・コンプライアンス部では、コンプライアンスに関する意識向上を目的として主に国内グループ会社向けにコンプラニュース、海外グループ会社向けにグローバルコンプラニュースを、それぞれ作成、定期配信するとともに、随時、コンプライアンスや各種法令に関する社内研修会を実施しております。また、王子グループの従業員に対して、コンプライアンス意識調査アンケートを実施し、その結果を踏まえたアクションプランを作成し、改善に取り組んでおります。
- ・王子グループの各会社や部署にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス推進リーダーが置かれ、各職場では、半期に1回以上、全員参加によるコンプライアンス会議が開催され、コンプライアンス意識の浸透と強化が図られております。
- ・グループ贈収賄防止規程を定め、教育・研修等を通じた意識向上・浸透活動によって、贈収賄に対する一層の防止体制強化、未然防止に努めております。
- ・社内と社外（弁護士事務所）の2ヵ所を通報窓口とし、法令違反と不正行為の未然防止、および早期発見による是正を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を整備し、王子グループ全役職員から相談・通報を受け付けております。

(2) リスク管理に対する取組みの状況

- ・「グループリスク管理基本規程」に基づき、王子グループが所有する有形無形の財産すべてをリスク管理の対象と定め、管理対象とするリスクをグループ横断リスクと業務ラインリスクに区分し、環境リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、製造物責任リスク、災害リスク等のリスク類型を認識しております。
- ・管理体制については、それぞれのリスク類型ごとに管理部門・管理支援部門を定めて迅速に対応しております。
- ・緊急時においては、迅速に初動対応がとれるよう24時間体制で報告・情報収集する体制を整備しております。また、緊急時に必要な設備・機材の点検整備等を継続的に行い、緊急時対応体制の向上に努めております。
- ・特にグループ全体で対応すべき重大な事案が発生した場合にはグループ緊急時対策本部を設置し、従業員の安否確認や被災状況の把握、顧客企業への供給継続のため迅速に対応する体制としております。
- ・内部監査部は、内部統制機能の有効性、財務報告の信頼性を確認するため、グループ会社におけるコンプライアンス、リスク管理、内部統制の状況について監査し、その結果をグループ経営会議および監査役に報告しております。

(3) 効率的な職務執行体制確保のための取組みの状況

- ・取締役会を15回開催し、グループ全体の方向を示す中期計画や法令、グループ規程に定められた重要な業務執行等に関する事項を審議、報告しております。
- ・重要事項等については、ホールディングス経営会議、グループ経営会議等での審議、報告を経て、取締役会において審議、報告されております。取締役会等での決定に基づく業務執行は、グループ経営委員やカンパニープレジデントが迅速に遂行しております。
- ・組織規程、グループ経営規程、職務権限規程においてそれぞれの組織権限や責任の明確化を定め、さらに、グループCEO決定規程、カンパニープレジデント承認規程等稟議に関する規程を定め、これらに基づき適正な運用を実施しております。

(4) 監査役監査の実効性確保のための取組みの状況

- ・監査役は常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名（辺見紀男社外監査役就任<2018年6月28日>までは、常勤監査役2名、社外監査役2名の計4名）で、監査役会を16回開催しました。常勤監査役は、取締役会のほか、ホールディングス経営会議やグループ経営会議等にも出席し、業務執行の意思決定等を確認しております。社外監査役に対しては原則月2回開催の社外役員説明会（社外取締役・常勤監査役も出席）を通じてホールディングス経営会議やグループ経営会議等の内容を報告しております。
- ・監査役は内部監査部、会計監査人等と定期的に会合を持ち、監査計画や監査結果等について情報を交換する等連携を図るとともに、代表取締役、カンパニープレジデント等と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ・会社は、監査役の職務を補助するため、他の部門から独立した監査役室を設置して専任の従業員を配置しております。また、監査役会の作成した監査計画に基づいて予算を設け、監査に必要な費用を負担しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（１）のとおり定めております。

また、2017年6月29日開催の第93回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（３）に定める特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注４）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注１．特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ii）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２．議決権割合とは、（i）特定株主グループが、注１．の（i）の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ii）特定株主グループが、注１．の（ii）の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３．株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項または同法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。

注４．上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

（１）会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループが企業価値・株主共同の利益の向上を図っていくためには、当社グループが展開する様々な事業分野において、グループ経営戦略の基本方針である「海外事業の拡大」、「国内事業の集中・進化」、「財務基盤の強化」を中長期的に推進していく必要があります。また、民間企業で国内最大の森林保有者である当社グループにとって、持続可能な森林経営を行い、中長期的に森林の公益的価値の維持・向上を図ることが、社会的責任の一つであると認識しております。したがって、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えております。

しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせる客観的な蓋然性があるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

（２）会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様により長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、第95回定時株主総会招集ご通知の事業報告23ページ「（４）

企業集団の対処すべき課題」に記載の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社株主全体の利益のため、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われるものとします。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後(株主意思確認総会(後記③(e)に定義します。以下同じ。))が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後)に大規模買付行為を開始する、というものです。

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会が終了した後)にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の

発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、当社取締役会に対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起します。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります（ただし、株主意思確認総会が開催された場合には、当社取締役会、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。）。

対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えております。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
 - ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する客観的な蓋然性のある買収行為を行う場合

- (iii) 次の①から③までに該当する事由のいずれかが存在し、それにより、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせる客観的な蓋然性がある場合
 - ① 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不相当であること
 - ② 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等について環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じる客観的な蓋然性があること
 - ③ 大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされない客観的な蓋然性があること

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります(ただし、株主意思確認総会が開催されて、対抗措置の発動の停止についても決議がなされている場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従った決定を行うものとします。)。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行う等の事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるべきか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動を停止するべきか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催もしくは不開催または発動の停止を決定するときは、必ず特別委員会に対して諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か、その判断にあたり株主意思確認総会を開催するか否か、および発動の停止を行うか否かの判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

(e) 株主意思の確認手続き

当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断にあたり、株主意思の確認手続きを経るべきであると判断した場合、当社取締役会は、株主の意思を確認するための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を開催することがあり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、かつ、大規模買付行為が上記③(b)(iii)の類型に該当することのみを理由として対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会の開催が著しく困難な場合を除き、必ず株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについての株主意思の確認を行います。また、株主意思確認総会の開催にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないようにするため、当社株主に対し、当該株主意思確認総会における議決権行使に関する勧誘を行うことがあります。株主意思確認総会の招集手続きおよび議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続きおよび議決権行使方法に準ずるものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かに関する株主意思確認総会の決議に従うものとします。

④ 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本方針に基づく対抗措置の発動によって、当社株主の皆様(大規模買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを

決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同

の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合等、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしています。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ(ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) (大規模買付者が個人である場合は) 国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体(以下、「法人」という。)の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期及び終期
 - (3) (大規模買付者が法人である場合は) 当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) (もしあれば) 過去5年間の犯罪履歴(交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。)、過去5年間の金融商品取引法、会社法(これらに類似する外国法を含む。)に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容(取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。)
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含む。)
4. 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容及び見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法並びにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考え及びその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償（金額の払込みを要しない。）

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③株主意思確認総会の開催の要否
 - ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

奈良 道博 (なら みちひろ)

略歴

1946年5月17日生まれ
1974年4月 弁護士登録
2014年6月 当社取締役
現在に至る。

※奈良道博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

寺坂 信昭 (てらさか のぶあき)

略歴

1953年4月9日生まれ
1976年4月 通商産業省入省
2009年7月 原子力安全・保安院院長
2011年8月 退官
2015年6月 当社取締役
現在に至る。

※寺坂信昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

北田 幹直 (きただ みきなお)

略歴

1952年1月29日生まれ
1976年4月 検事任官
2012年1月 大阪高等検察庁検事長
2014年1月 退官
2014年3月 弁護士登録
2014年6月 当社監査役
現在に至る。

※北田幹直氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	103,880	112,086	377,801	△14,465	579,303
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,900		△10,900
親会社株主に帰属する当期純利益			51,977		51,977
自己株式の取得				△50	△50
自己株式の処分		△15		41	25
持分変動に伴う自己株式の増減				68	68
連結範囲の変動			273		273
利益剰余金から資本剰余金への振替		15	△15		—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,611			△1,611
持分法の適用範囲の変動			△6,130	651	△5,479
土地再評価差額金の取崩			18		18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,611	35,222	711	34,321
当 期 末 残 高	103,880	110,474	413,023	△13,753	613,625

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	39,287	△170	5,835	31,973	17,412	94,338	246	136,122	810,011
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△10,900
親会社株主に帰属する当期純利益									51,977
自己株式の取得									△50
自己株式の処分									25
持分変動に伴う自己株式の増減									68
連結範囲の変動									273
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△1,611
持分法の適用範囲の変動									△5,479
土地再評価差額金の取崩									18
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△6,306	487	△18	△18,749	△5,983	△30,570	△24	1,668	△28,926
連結会計年度中の変動額合計	△6,306	487	△18	△18,749	△5,983	△30,570	△24	1,668	5,395
当 期 末 残 高	32,981	317	5,816	13,223	11,428	63,767	222	137,790	815,406

<ご参考> 連結キャッシュ・フロー計算書（要約）

単位：百万円(単位未満切り捨て)

	第95期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第94期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,571	123,178
投資活動によるキャッシュ・フロー	△66,636	△74,025
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,539	△41,793
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,241	△310
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	26,152	7,049
現金及び現金同等物の期首残高	58,343	51,352
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	20	25
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	51
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△1,722	△134
現金及び現金同等物の期末残高	82,794	58,343

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………190社

主要な会社名：王子コンテナ(株)、王子マテリア(株)、森紙業(株)、王子ネピア(株)、王子エフテックス(株)、王子イメージングメディア(株)、王子グリーンリソース(株)、王子製紙(株)、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Pan Pac Forest Products Ltd.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.

なお、当連結会計年度より6社を新たに連結の範囲に加えています。その要因は新規設立6社です。また、5社を連結の範囲から除外しています。その要因は子会社の組織再編によるもの等です。

(2) 主要な非連結子会社

主要な会社名：PT. Korintiga Hutani、(株)苫小牧エネルギー公社、(株)DHC銀座

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

持分法適用の非連結子会社の数……………1社

主要な会社名：PT. Korintiga Hutani

持分法適用の関連会社の数……………23社

主要な会社名：三菱製紙(株)、中越パルプ工業(株)、(株)ユポ・コーポレーション

なお、当連結会計年度より2社を新たに持分法適用の範囲に加え、また、1社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名：(株)苫小牧エネルギー公社、(株)DHC銀座

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Oceania Management (NZ) Ltd.、Oji Fibre Solutions(NZ) Ltd.他81社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。一部の連結子会社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに一部の連結子会社については定額法）

② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす場合は一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
通貨オプション	外貨建金銭債権
金利通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金及び貸付金
商品スワップ	電力及び重油

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、退職給付に係る負債の計上基準は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～19年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11～20年）等による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

④ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っています。金額が僅少なもののについては発生年度に全額償却しています。

5. 会計方針の変更

(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用)

当社グループのIFRS適用子会社は、当連結会計年度の期首からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しています。当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微です。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

前連結会計年度において独立掲記していた「固定負債」の「訴訟損失引当金」(当連結会計年度591百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しています。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」(当連結会計年度1,431百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「雑収入金」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別利益」の「固定資産売却益」(当連結会計年度185百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別損失」の「固定資産除却損」(当連結会計年度1,933百万円)及び「災害による損失」(当連結会計年度3,716百万円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	3,537百万円
受取手形及び売掛金	3,267百万円
商品及び製品	2,209百万円
短期貸付金	4,630百万円
建物及び構築物	10,133百万円
機械装置及び運搬具	9,593百万円
土地	13,223百万円
植林立木	18,859百万円
投資有価証券	926百万円
長期貸付金(1年内回収予定額を含む)	120百万円
その他	6,855百万円
計	73,357百万円

短期貸付金のうち連結子会社に対する貸付金4,630百万円及び投資有価証券のうち連結子会社株式319百万円、並びに長期貸付金のうち連結子会社に対する貸付金120百万円は、連結貸借対照表上、相殺消去しています。

(2) 担保に係る債務	
短期借入金	3,795百万円
長期借入金	2,205百万円
支払手形及び買掛金	400百万円
計	<u>6,400百万円</u>
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,586,000百万円 (減損損失累計額を含む)
3. 保証債務	
フォレスト・コーポレーション東京支店	7,918百万円
PT. Korintiga Hutani	7,103百万円
その他	1,496百万円
計	<u>16,518百万円</u>
4. 受取手形割引高	13,631百万円
受取手形裏書譲渡高	849百万円
5. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。	
・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出	
・再評価を行った年月日……2002年3月31日	

連結損益計算書に関する注記

1. 持分法による投資利益

三菱製紙株式会社(以下「三菱製紙」)からの第三者割当による新株式の発行に係る払込及び三菱製紙株主からの三菱製紙株式の取得により、三菱製紙に持分法を適用したことに伴って発生した負ののれん相当額10,884百万円を含んでいます。

2. 退職給付信託返還益

連結子会社において、退職給付信託資産が退職給付債務に対して大幅な積立超過の状況であり、今後もその状態が継続すると見込まれることから、退職給付信託資産の一部返還を受けました。これに伴い、返還された退職給付信託資産に対応する未認識数理計算上の差異を一括処理したものです。

3. 減損損失

主として以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	場所	減損損失額 (百万円)	種類
王子製紙株式会社 洋紙事業用資産	徳島県、鳥取県、 愛知県、他	29,603	建物、機械装置等

当社グループは、事業用資産においては事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、賃貸不動産及び遊休資産においては個別物件単位で、資産のグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている資産グループや時価の下落が著しい遊休資産等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に35,269百万円計上しています。その内訳は、建物及び構築物7,657百万円、機械装置及び運搬具26,877百万円、その他735百万円です。なお、このうち1,127百万円は、特別損失のその他に含めて計上しています。

王子製紙株式会社の洋紙事業用資産は、現在の事業環境を踏まえ、将来の収益見込み等を保守的に見積り、回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ると見込まれることから、使用価値を回収可能額として減損損失を計上しています。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準等に基づき評価しています。回収可能価額が使用価値の場合には、将来キャッシュ・フローを4.8～8.2%で割引いて算出しています。なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスの場合は、回収可能価額を零としています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,014,381,817株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 24,762,066株

(注) 当連結会計年度末の自己株式の普通株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が1,181,416株含まれています。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通 株式	4,955	5.0	2018年3月31日	2018年6月6日
2018年11月1日 取締役会	普通 株式	5,945	6.0	2018年9月30日	2018年12月3日

(注) 1. 2018年5月11日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれています。

2. 2018年11月1日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2019年5月13日開催の取締役会において、次の通り決議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	5,946百万円
② 配当の減資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	6円
④ 基準日	2019年3月31日
⑤ 効力発生日	2019年6月5日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 655,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務や借入金等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	78,756	78,756	—
(2) 受取手形及び売掛金	334,852		
(3) 短期貸付金	6,294		
貸倒引当金(*1)	△1,836		
	339,310	339,310	—
(4) 長期貸付金	7,398		
貸倒引当金(*2)	△1,112		
	6,286	6,474	188
(5) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	6,828	6,828	—
② 関連会社株式	35,648	13,911	△21,737
③ その他有価証券	114,222	114,222	—
資産計	581,052	559,502	△21,549
(1) 支払手形及び買掛金	253,929	253,929	—
(2) 短期借入金	112,673	112,673	—
(3) コマーシャル・ペーパー	3,000	3,000	—
(4) 社債	90,000	91,201	1,201
(5) 長期借入金	414,904	422,965	8,060
負債計	874,507	883,769	9,261
デリバティブ取引(*3)	808	808	—

(*1) 受取手形及び売掛金、並びに短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格等によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額80,502百万円）は、(5) 長期借入金に含めています。

(4) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,000百万円）も含めています。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理、または金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の対象とされており（下記 デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップ、及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額80,502百万円）も含めています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(5) 長期借入金 参照）。

(注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額39,060百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 684円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 52円52銭 |

(期中平均株式数により算出しています。)

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本											自 己 株 式	株 資 合	主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						利 益 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計				
						固 定 資 産 圧 縮 立 積	海 外 投 資 損 失 準 備	外 等 資 産 損 失 金	別 途 積 立 金					
当 期 首 残 高	103,880	108,640	—	108,640	24,646	15,468	17	101,729	3,995	145,857	△14,005	344,373		
当 期 変 動 額														
固 定 資 産 圧 縮 立 積 の 取 崩						△295			295	—		—		
海 外 投 資 等 損 失 準 備 の 取 崩							△17		17	—		—		
剰 余 金 の 配 当									△10,900	△10,900		△10,900		
当 期 純 利 益									10,678	10,678		10,678		
自 己 株 式 の 取 得											△50	△50		
自 己 株 式 の 処 分			△16	△16							42	25		
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			16	16					△16	△16		—		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)														
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△295	△17	—	73	△239	△7	△247		
当 期 末 残 高	103,880	108,640	—	108,640	24,646	15,172	—	101,729	4,069	145,618	△14,013	344,126		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 証 評 価 差 額	他 価 券 損 益 繰 上 延 び	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	29,449	△338	29,111	246	373,731
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 立 積 の 取 崩					—
海 外 投 資 等 損 失 準 備 の 取 崩					—
剰 余 金 の 配 当					△10,900
当 期 純 利 益					10,678
自 己 株 式 の 取 得					△50
自 己 株 式 の 処 分					25
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△3,766	25	△3,741	△24	△3,765
当 期 変 動 額 合 計	△3,766	25	△3,741	△24	△4,012
当 期 末 残 高	25,682	△312	25,369	222	369,718

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	……………償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	……………移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	……………定率法
（リース資産を除く）	ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
無形固定資産	……………定額法
リース資産	……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
退職給付引当金	……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。

4. ヘッジ会計の方法 ……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 ……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

消費税等の会計処理 ……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

連結納税制度の適用 ……連結納税制度を適用しています。

6. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記していた流動負債の「買掛金」（当事業年度31百万円）「リース債務」（当事業年度3百万円）、固定負債の「リース債務」（当事業年度7百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

（損益計算書）

前事業年度において独立掲記していた特別利益の「固定資産売却益」（当事業年度1百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式売却損」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「関係会社株式売却損」は1百万円であります。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「投資有価証券売却損」は0百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

林地	159百万円
植林立木	309百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	120百万円
計	589百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,449百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

53,437百万円
(減損損失累計額を含む)

3. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	302,523百万円
関係会社に対する長期金銭債権	6,582百万円
関係会社に対する短期金銭債務	118,610百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円

4. 保証債務等

江蘇王子製紙有限公司	26,365百万円
PT. Korintiga Hutani	7,103百万円
GS Paperboard & Packaging	4,538百万円
その他	4,250百万円
計	42,259百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	30,088百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	14,620百万円
うち関係会社からの受取配当収入	12,357百万円
その他	3,110百万円
関係会社に対する営業費用	10,351百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	5,627百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	24,551,107株
------	-------------

(注) 当事業年度末の自己株式の普通株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が1,181,416株含まれています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
分割に伴う子会社株式	15,095百万円
投資有価証券	8,703百万円
その他	3,466百万円
繰延税金資産小計	<u>27,265百万円</u>
評価性引当額	<u>△11,602百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>15,662百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,176百万円
固定資産圧縮積立金	△6,696百万円
その他	△132百万円
繰延税金負債合計	<u>△18,005百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,342百万円</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究機器、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (注5)	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子マテリア ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△12,500	短期 貸付金	41,818
					経営指導料 (注2)	4,551	—	—
連結 子会社	森紙業㈱	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金借入 (借入増) (注1)	1,900	短期 借入金	17,300
連結 子会社	王子エフテッ クス㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付増) (注1)	469	短期 貸付金	15,114
連結 子会社	王子グリーン リソース㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△2,147	短期 貸付金	20,185
連結 子会社	王子製紙㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減) (注1)	△79,453	短期 貸付金	119,771
					資金借入 (借入減) (注1)	△54,057	短期 借入金	16,445
					経営指導料 (注2)	3,908	—	—
					受取利息 (注1)	1,223	—	—
連結 子会社	王子ネピア㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付増) (注1)	3,858	短期 貸付金	16,089
連結 子会社	王子マネジメ ントオフィス ㈱	直接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係 間接業務の委託	人件費 (注3)	3,546	—	—
					業務委託料 (注4)	2,610	—	—
連結 子会社	Oji Oceania Management (NZ) Limited	間接： 100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	—	—	短期 貸付金	21,285
連結 子会社	日伯紙パルプ 資源開発㈱	直接： 56.0% 間接： 0.3%	—	資金貸借関係	資金借入 (借入増) (注1)	2,580	短期 借入金	11,860

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1 資金の貸付金及び借入金にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に貸付金及び借入金の利率を決定しています。なお、無担保での運用です。
- 注2 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しています。
- 注3 王子マネジメントオフィス(株)からの受入出向者にかかる人件費の支払額です。
- 注4 業務委託料については、業務支援の対価として支払っています。
- 注5 取引金額には消費税及び地方消費税を含めておりません。期末残高には消費税及び地方消費税を含めております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 373円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円79銭 |

(期中平均株式数により算出しています。)

連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。